

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 市の経済対策・生活支援等

本冊子は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る市の経済対策と生活支援等をまとめたものです。詳しくは、各支援制度に記載している担当課へ直接お問い合わせ願います。

今後、新たな支援制度等が決まり次第、順次お知らせいたします。

令和2年4月
登米市

1 市の独自対策

<産業分野>

- 中小企業振興資金の利子補給の拡充 P3
- 中小企業や農林業者などの相談窓口の設置 P3
- メールマガジンを活用した情報発信 P4
- 肉用牛貸付事業に係る償還猶予または分割納付 P4

<生活支援等分野>

- 感染症予防用マスクの配布 P5
- 水道料金・下水道使用料の支払いについての相談窓口の設置 P5

2 国等の緊急対策の円滑な実施

<産業分野>

- 資金繰り対策の推進 P6
- 雇用調整助成金等の情報発信 P6
- 酪農家に対する支援 P6

<生活支援等分野>

- 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給 P7
- 個人向け緊急小口資金等による支援 P7
- 介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援 P8
- 市民税等の納税の猶予 P8

1 市の独自対策

<産業分野>

中小企業振興資金の利子補給の拡充

登米市中小企業振興資金の融資を活用している市内中小企業者が、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済的な影響を受けている場合、利子補給を行い、資金繰りを支援します。

◆対象となる事業者

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上が前年同月と比較して15%以上減少した事業者

◆利子補給額

0.85%（貸付利率1.7%の2分の1）

※ 現行の利子補給額に加算します。具体的には、同資金の融資を返済中の事業者に対し、0.85%分を利子補給します。また、新規借入者は、現行制度と組み合わせることで、実質無利子化となります。

◆利子補給の期間

1年間

■問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 ☎0220-34-2706

中小企業や農林業者などの相談窓口の設置

売上の減少など経済的な影響を受けている中小企業や農林業者など市内事業者を対象とした相談窓口を産業経済部内に開設します。

■問い合わせ 登米市ビジネスサポートセンター ☎0220-34-2706

メールマガジンを活用した情報発信

産業振興メールマガジンを活用して、国・県・関係機関を含めた支援情報について、積極的に情報発信を行います。

■問い合わせ 登米市ビジネスサポートセンター ☎0220-34-2706

「産業振興メールマガジン」とは

登米市産業経済部が登録者に配信するメールマガジン。市内事業者向けの補助事業の募集や講習会・セミナーの案内など、市の独自施策の紹介をはじめ、国・県などから提供される各種情報を随時配信している。メールマガジンには、市ホームページから登録できる。

肉用牛貸付事業に係る償還猶予または分割納付

登米市高齢者等肉用牛貸付事業及び後継者等肉用牛貸付事業において、満期となった貸付牛の償還に対し、子牛価格及び枝肉相場の下落に対する支援を行います。

◆償還猶予

猶予期間 令和2年1月～12月（1年間）

◆分割納付

相談に応じ、適宜対応

■問い合わせ 産業経済部農政課 ☎0220-34-2713

<生活支援等分野>

感染症予防用マスクの配布

市内在住の妊婦の方に対し、感染症予防のためマスクを配布します。

◆配布枚数 1人30枚

◆配布方法 郵送

※ 今後妊娠された方については、当分の間、妊娠届受理時に母子健康手帳交付と併せて、マスク30枚をお渡しします。

■問い合わせ 市民生活部健康推進課 ☎0220-58-2116

水道料金・下水道使用料の支払いについての相談窓口の設置

「登米市水道お客様センター」に相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な事情がある方について、支払い猶予等の相談に応じます

■問い合わせ 上下水道部経営総務課 ☎0220-52-3311

2 国等の緊急対策の円滑な実施

<産業分野>

資金繰り対策の推進

日本政策金融公庫等金融機関が行う特別貸付やセーフティネット保証などについて、積極的に情報提供を行い、周知徹底を図ります。

※ 本市は、日本政策金融公庫及び株式会社七十七銀行と協定を締結していることから、今後更に連携を密にし、中小企業や農林業者に対する金融相談や融資制度の周知などに取り組みます。

■問い合わせ 登米市ビジネスサポートセンター ☎0220-34-2706

雇用調整助成金等の情報発信

ハローワークと連携し、雇用調整助成金をはじめとする国の支援策などについて積極的に情報発信を行います。

■問い合わせ 登米市ビジネスサポートセンター ☎0220-34-2706
ハローワークはさま ☎0220-22-8609

酪農家に対する支援

国が行う学校給食用牛乳向けから脱脂粉乳等向けへの仕向け変更に伴う生産者対策や、脱脂粉乳等の用途変更や学校給食用牛乳の処理に伴う乳業者対策などの支援策について積極的に情報発信を行います。

■問い合わせ 産業経済部農政課 ☎0220-34-2713

<生活支援等分野>

国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給

国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができなくなった場合に傷病手当金を支給します。

- ◆対象者 被保険者のうち給与を受給している者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
- ◆支給要件 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
- ◆支給額 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
- ◆適用 令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで）

※手当金の支給は、国から詳細な内容が示された後に、条例を改正し実施します。

■問い合わせ 市民生活部国保年金課 ☎0220-58-2166

個人向け緊急小口資金等による支援

登米市社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）について、市ホームページ及び広報紙等により制度周知を行うとともに、登米市自立相談支援センターそ・えーる登米と連携を図り、相談支援を行います。

（緊急小口資金）

貸付対象者：休業等により緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯
貸付上限額：10万円以内→20万円以内（拡充）
据置期間：2月以内→1年以内（延長）
償還期限：12月以内→2年以内（延長）
貸付利率：無利子（変更なし）

（総合支援資金（生活支援費））

貸付対象者：失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限：単身15万円以内/月、2人以上20万円以内/月（変更なし）
貸付期間：3月以内（変更なし）
据置期間：6月以内→1年以内（延長）
償還期限：10年以内（変更なし）
貸付利率：保証人なし1.5%→無利子（緩和）

※総合支援資金（生活支援費）については、生活困窮者自立相談支援事業所（登米市自立相談支援センターそ・えーる登米）への相談が必要です。

■問い合わせ 登米市社会福祉協議会 ☎0220-21-6310
登米市自立相談支援センターそ・えーる登米 ☎0220-23-8610
福祉事務所生活福祉課 ☎0220-58-5552

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

介護施設等が一般用マスク、消毒液等を調達する際に必要な購入費補助など、国・県の支援策等について積極的に情報発信

■問い合わせ 福祉事務所長寿介護課 ☎0220-58-5551

市民税等の納税の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が、り患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められる場合がありますので、税務課徴収対策係にご相談ください。

◆対象ケース

- （１） 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合。
- （２） 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合。
- （３） 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合。
- （４） 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合。

◆分割納付

相談に応じ、適宜対応します。

■問い合わせ 総務部税務課 ☎0220-22-2169

※ 国税（所得税・消費税・法人税等）については、下記の税務署まで事前にお電話でご相談ください。

■問い合わせ 佐沼税務署 ☎0220-22-2501